

【協議事項】

No.19 議会運営委員会で全会派一致の議案の提出者について	事務局提案
--------------------------------	-------

【提案趣旨】

議会運営委員会において全会派が一致して提出することとなった議員提出議案は、議会運営委員会の委員である議員全員が提出者となることが先例で規定されている。

しかし、疾病等により応招していない議員は、議案の提出者となることができない（先例34）ため、応招していない議会運営委員がいた場合、その委員は全会派が一致して提出することとなった議案の提出者になることができず、このため議案上は全会派が賛成していることが確認できなくなる可能性がある。

ついては、議会運営委員のうち、応招していないため議案の提出者となることができない議員がおり、他に議案の提出者となる同一会派の議員がいない場合は、その会派内の1人を議会運営委員に代わり、議案の提出者としてはどうか。

【先例改正案】

北九州市議会先例新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>43 議会運営委員会で、全会派一致して提出することとなった議員提出議案は、議会運営委員会の委員である議員全員が提出者となり、委員長である議員が提案理由を説明するのを例とする。</p> <p><u>ただし、議会運営委員のうち、応招していないため議案の提出者となることができない議員がおり、他に議案の提出者となる同一会派の議員がいない場合は、その会派内の1人を議案の提出者とする。</u></p>	<p>43 議会運営委員会で、全会派一致して提出することとなった議員提出議案は、議会運営委員会の委員である議員全員が提出者となり、委員長である議員が提案理由を説明するのを例とする。</p>